

東京都緊急事態行動に伴う学校施設の対応について

東京都が示した緊急事態行動において、午後8時以降の不要不急の外出自粛を要請することが含まれている。については、次のとおりの対応とする。

1 使用時間

午後9時までの使用期限を午後8時をもって終了とする。

2 利用時間

利用時間区分について、原則として午後8時以降を含む区分は利用禁止とする。

3 使用料

使用料については還付する。